

## 第3部 今後の課題と方向

府内の環境問題については、依然として自動車による大気汚染や騒音をはじめ、生活排水による河川の水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物問題の克服が課題であり、また、温室効果ガスの大量排出に伴う地球温暖化現象に代表される地球環境問題や、ダイオキシン類等有害化学物質問題等、多様化・複雑化した諸課題への対応が求められている。

一方で、府民のニーズが物質的豊かさから「ゆとり」や「ふれあい」のある質の高い生活を求める精神的豊かさへと変化していることから、自然と人間との豊かなふれあいの場をひろげ、将来にわたって府民がその豊かな自然の恵みを引き続き受けられるよう施策を推進するとともに、緑豊かな生活環境の実現や地域の個性を活かした都市景観の創造、さらには文化や伝統も視野に入れた、より質の高い環境を保持し、創造していかなければならない状況にある。

このような状況を踏まえた諸施策については、第2部で報告したとおり、個々の施策目標に対して一定の成果を上げているものの、なお一層環境の状況を全体として改善するには、それぞれの施策の効果を高めるとともに、相互に連携した施策の取組強化が不可欠である。加えて、大阪府環境総合計画の長期目標である「豊かな環境都市・大阪」の構築を目指して、同計画の進捗状況を適切に把握するとともに、大阪府環境影響評価条例や大阪府景観条例の施行後における環境汚染の未然防止や美しい景観づくりに向けた取組、経済的手法をとりいれた環境施策のあり方や新産業分野として期待されているエコビジネスの促進方策の検討といった新たな施策の展開についても検討を進める必要がある。

このようなことから、大阪府環境総合計画で体系化した環境の保全及び創造に関する施策についての今後の課題と方向を第3部としてとりまとめた。

また、環境行政を取り巻く今日的な状況として、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下、「PRTR法」という。）が制定されるなど、ダイオキシン類等有害化学物質による環境汚染の未然防止を図る包括的な取組がなお一層必要となってきたこと、また、平成11年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されたことを受け、地方公共団体が自ら排出する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定など早急な対応が求められていることがある。これら法整備の充実の他、循環型社会の構築に向けた具体的な取組が求められている。

このような状況に対処するため、次のような観点からの施策について横断的に取組を進める。

### I 有害化学物質対策についての包括的な取組

ダイオキシン類のように意図せずに生成され、環境中に排出される有害化学物質による環境汚染が社会問題になっている。これについては、平成10年4月に「大阪府ダイオキシン対策会議」を設置し、発生源対策や環境調査等諸対策を講じてきたところであるが、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が

制定され、12年1月には施行される見込みであることから、発生源に対する規制・指導や大気、水質、土壌環境中におけるダイオキシン類に対する常時監視等をより一層強化していく必要がある。

また、排出抑制対策を一層充実させるため、ダイオキシン類等有害化学物質の検査分析体制の整備に努めるとともに、平成11年3月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」を推進する必要がある。

自動車から排出されるベンゼン等の有害大気汚染物質については、その排出・汚染実態の把握に努め、国等と連携しながら低減対策を検討する必要がある。

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）等有害化学物質は、種々の発生源から大気、水、土壌等の環境媒体を経由するため、その挙動メカニズムも複雑であり、かつ、極めて低濃度でも影響を及ぼすことが懸念されている。このため、「大阪府化学物質適正管理指針」（平成7年5月施行）に基づき、事業者による有害化学物質の適正管理を推進するとともに、P R T R法の施行をひかえ、化学物質のデータベース化やリスクマネジメント手法等の検討等を行い、各関係機関と連携して多種多様な有害化学物質に対し、包括的に取り組む必要がある。

## II 地球温暖化対策に向けた取組

地球温暖化問題は、府民の一人ひとりの理解と実践が極めて重要であり、エネルギーと環境に配慮したライフスタイルの実践を促す観点から、「地球温暖化防止対策セミナー」の開催や「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」のパンフレットを事業者や府民に配付するなど普及に努めてきたが、引き続き強力な広報活動を図る必要がある。

また、大阪府が、事業者、消費者の立場から、あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）」に基づき、省エネルギーやリサイクル等の取組を一層推進し、平成11年2月、本庁舎を対象にして、環境管理の国際規格（I S O 14001）の認証を取得したが、これを他の府有施設でも取得できるよう取り組む必要がある。

あわせて、平成11年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、府の事務事業に関して、温室効果ガス排出抑制等のためにとる措置についての府の実行計画の策定に取り組む必要がある。

さらに、府内における省資源・省エネルギーの導入効果や、地域特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギーの活用方法をふまえた「エコエネルギー都市・大阪計画（仮称）」の策定や「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会への変革を目指す必要がある。

## III 循環型社会の構築に向けた取組

今日の廃棄物問題をめぐる状況としては、近年の経済活動の多角化や大量生産・大量消費・大量廃棄型を基調とする生活様式の多様化に伴い、発生量の増大とともにごみ質の多様化が進展しており、最終処分場の不足やダイオキシン類による健康影響、不法投棄問題の顕在化など、廃棄物問題は「発生した廃棄物の適正処理」という対応だけでは限界にきている。

府としては、良好な環境を保全し、持続的発展が可能な社会を創造するため、ごみ処理の広域化の促進、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を通じて、環境負荷の少ない省資源・循環型社会の構築を図っていくことが重要であると考えている。

このため、住民団体・事業者団体・行政の構成により設置した「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、府域における減量化目標の設置、会員の自主的な取組の拡充を図っていくための「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の見直しを行い、その積極的な推進を図っていく。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集品目が平成12年度から拡大すること（7品目から10品目）への対応や、平成13年度に本格施行される「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号。以下、「家電リサイクル法」という。）の円滑な推進に努める。

さらに、社会システムの変革を求めるため、府民の自主的な参画を促進する試みとして、府は、平成6年に府民・事業者団体・行政等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」を設置し、実践活動を推進しているところであるが、青少年の頃から環境に配慮した生活・行動を実践していくためには循環型社会システムの具体例を分かり易く示し、それを体験的に学習できる環境教育のプログラム作りに取り組む必要がある。また、そのプログラムを広く環境学習拠点や学校等に普及させ、社会に根づく施策を講じるなど、循環型社会構築に向けて体系的に取り組む必要がある。

## 第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

今日の広範な環境問題に対する基本的施策として、府の機関相互の連携・調整を図る推進体制や行政・事業者・府民等との協働による推進体制を整備するとともに、規制的手法に加えて、環境影響評価、環境教育等の各種施策手法を適切に組み合わせ、施策の効果を高めることが求められている。

こうした観点から、「大阪府環境行政推進会議」や「豊かな環境づくり大阪府民会議」の場等を活用して、庁内関係機関の相互連携、市町村、事業者、府民、民間団体等の相互連携を図るとともに、規制的手法の活用、環境影響評価の推進等を通じた事業活動における環境への配慮の促進、社会のすべての構成員が自主的に環境問題に取り組む活動を支援するための環境教育・学習の推進、環境情報の活用、調査研究の推進等の基本的施策を体系化して、施策を相互に連携して展開することとした。

今後はさらに、以下の課題の解決に向けて施策を推進していくこととする。

### 第1節 総合的・計画的な施策推進

府、市町村、事業者、府民がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、豊かな環境の保全と創造に向けて「大阪府環境総合計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくとともに、「みどりの大阪21推進プラン」を受けて策定した「大阪府広域緑地計画」に示すみどりの将来像の実現に向けて、市町村や府民とも連携し、施策を推進する。

また、「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づく取組を一層充実強化するため、平成11年2月に認証取得したISO14001(環境ISO)に基づく取組を推進する。

### 第2節 事業活動における環境への配慮

公害防止のための排出規制等の各種の規制的手法は、これまで基本的手法として広範に活用され、環境保全上一定の成果をあげてきたが、さらに、法令の改正に伴う新たな有害化学物質への対応として、検査分析体制の整備、技術力の向上による分析精度の管理等の新たな取組を適正に実施していく。

事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、従来大阪府環境影響評価要綱に対して、住民参加、事後調査等の内容を充実し、大阪府環境影響評価条例を平成10年3月に制定し、平成11年6月から全面施行した。今後は、同条例及び「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)の対象事業について、事業者が実施する環境影響評価及び事後調査に関し、住民、関係市町村及び大阪府環境影響評価審査会の意見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。

関西国際空港及びその関連事業については、「関西国際空港環境監視機構」(会長：知事)において、

事業主体が実施する環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じて対策を要請・勧告してきたが、さらに、関西国際空港2期工事の実施、今後の航空機離発着回数や自動車交通量の増加等に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、事業者等に対する各種の働きかけを行う。

経済活動の主要な担い手である事業者に対しては、事業者自らが事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、事業活動が豊かな環境の保全及び創造に結びつくよう、ISO14001等の環境規格の普及や、「環境総括責任者」の設置を促進する。また、エコビジネス促進のため、グリーン購入の推進や、情報の提供等の支援を行うとともに、新産業分野として、育成手法を検討していく。

### 第3節 自主的な活動の促進

環境教育・学習や啓発については、子供からお年寄りに至るあらゆるライフステージにおいて、環境問題に対する関心、知識・技能、実践行動といった段階に応じたメニューを展開する必要がある。

このため、府は、市町村、民間団体との連携や役割分担を図りながら、インターネット等を活用した広域的な情報提供・交流の基盤づくり、府民の自主的な環境保全活動に対する助成・奨励事業等を重点的に展開する。

特に、環境庁の「総合環境学習ゾーン・モデル事業」対象ゾーンに選定され、平成11年度から学習資材や情報ネットワークが整備されることを活用し、府民一人ひとりが、環境に配慮した生活・行動を自主的に実践していくよう、体験的な環境学習活動を推進していく。

### 第4節 環境情報の活用

環境モニタリングの充実及び環境情報システムの整備を一層進め、種々の環境情報を総合的に活用できるよう体系的なデータベース化を推進し、加えて、各種地理情報や人工衛星データを活用した広域の都市環境モニタリングシステムを検討するとともに、解析・予測等を行うソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を図る。

また、インターネット等による環境情報提供システムの整備を進め、府民参加型の環境ホームページである「かんきょう交流ルーム」を通じて、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

### 第5節 調査研究の推進

「大阪府研究開発大綱」に基づき、公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場等の府立の試験研究機関及び府立大学を中心として、広範な調査研究を実施してきたが、さらに、地球環境保全、ダイオキシン類対策、環境と調和した産業技術・システム等、新たな課題に対応した調査研究を行っていく。

## 第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等は、我々の日常的な生活に直に接する環境媒体であり、これらを良好な状態に保持することは、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現していくうえで欠くことのできない重要な条件である。

府域では、これまで深刻な産業公害を経験し、これを克服することでより豊かな生活環境を築き上げてきた歴史がある。しかし、生活様式の多様化や社会システムの変化、科学技術の進展等を背景とした新たな環境問題も顕在化しており、今後も継続して必要な対策を行い、生活環境を保全する必要があることから、「大阪府環境総合計画」に示す施策の大綱に沿って、以下の施策を推進していくこととする。

### 第1節 自動車公害の防止

近年の自動車保有台数の増加や都心部への自動車交通の集中は、排出ガスによる大気汚染や騒音等の深刻な自動車公害をもたらし、平成7年7月の西淀川公害訴訟大阪地裁判決や国道43号線訴訟最高裁判決、さらには平成10年8月の川崎公害訴訟横浜地裁判決において、自動車公害に対する国等の責任と対策の必要性を認めた司法判断がなされるなど、沿道環境の改善をはじめとする自動車公害の防止は、現下の急務となっている。

このため、行政機関、事業者、府民等が相互に連携し、より低公害な自動車への転換、自動車使用の合理化、道路環境の改善等の自動車公害防止対策を総合的に推進することが求められている。

排出ガスや騒音を低減するための最も基本的な対策である自動車1台ごとの単体規制については、排出ガスの一層の規制強化や未規制自動車対策、及び中央環境審議会の答申「今後の自動車騒音低減対策のあり方について（自動車単体対策関係）」（平成7年2月）等を踏まえた第2段階規制以降の自動車騒音の大きさの許容限度の強化が、早期に実施されるよう国に求めていく。

また、平成5年11月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づき、単体規制の推進はもとより、車種規制の実施、低公害車の普及促進、物流・人流・交通流対策等の諸施策を関係機関の連携の下に総合的に推進するとともに、個別の事業者に対する自動車排出窒素酸化物の削減指導や京阪神6府県市共同による低NO<sub>x</sub>車の普及促進等、府域における窒素酸化物削減対策をより一層強力に推進する。あわせて、自動車走行量を抑制するための交通需要マネジメント（TDM）等の新たな対策について、関係機関とともに検討していく。また、局地的に窒素酸化物濃度や騒音レベルの高い交差点等においては、「大阪府域新渋滞対策プログラム」、「大阪府道路整備長期計画（レインボー計画21）」に基づき、順次、渋滞交差点の立体交差化、バイパス道路の整備等の地域の実情に応じた道路構造の改良、環境施設帯等の緩衝帯の確保等の沿道環境改善方策の導入を推進するとともに、土壌や光触媒を活用した大気浄化システムの早期実用化を図る。主要幹線道路については、安全かつ円滑な交通流を確保するため、信号制御機の

高度化、交通情報板等の整備をはじめ、光学式車両感知器による交通情報システムの開発を推進し、渋滞の緩和を図る。

総量削減計画に基づく諸施策の進捗状況については、「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」等により進行管理を行うとともに、引き続き環境濃度や窒素酸化物排出量について状況把握に努める。

さらに、自動車交通量の抑制を図るために毎月20日に実施しているノーマイカーデー等の府民運動を、「大阪自動車公害対策推進会議」等の諸活動を通じて府民、事業者と連携して展開するとともに、駐車時におけるアイドリング停止の周知徹底を図る。

自動車から排出されるベンゼン等の有害大気汚染物質については、その排出・汚染実態の把握に努め、国等と連携しながら低減対策を検討する。

自動車騒音については、関係機関で構成する「大阪府道路環境対策連絡会議」において策定された「大阪府域の沿道環境対策について」に基づき、関係機関と連携し、発生源対策や道路構造対策等総合的な対策を推進する。

## 第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

近年の経済活動や生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化しており、適正処理の確保が困難となっている。また、面積が狭く、都市化が進んでいる府域においては、廃棄物処理施設の確保が困難になるなど、廃棄物を取り巻く状況は深刻なものとなっており、廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を保全するという従来からの取組に加えて、省資源・省エネルギーや地球環境保全の視点から多角的な取組が求められている。

このため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方を見直し、製品の開発、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、廃棄物の発生抑制やリサイクルが行われる社会経済システムを構築していく必要がある。そこで、まず廃棄物の発生を抑制し、次に再使用、再生利用やエネルギーとしての利用を行うなどのリサイクルを進め、最後に利用できない廃棄物について適正に最終処分を行うことを基本とし、事業者、府民、行政が責任を分担してこれらに取り組むことにより、「廃棄物のなくなる（ゼロエミッション）社会」の実現を目指した施策を総合的に展開する。

廃棄物の発生抑制については、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の実践啓発等を通じて、生活様式の見直し、事業者による製品の生産・流通等の各段階における発生抑制や再生利用等が容易な製品づくりを促進する。

リサイクルの推進については、平成7年6月に公布された容器包装リサイクル法に基づき平成8年11月に策定した「大阪府分別収集促進計画」により、広域的な視点から市町村への助言・指導等に努める。また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集品物が、平成12年度から拡大すること（7品目から10品目）への対応や、平成13年度に本格施行される家電リサイクル法の円滑な推進に努める。さらに、リサイクルセンターやリサイクル関連施設等の整備を促進するとともに、再使用、再生利用を推進するため、リサイ

クルルート確保と府民意識の向上を図る。

廃棄物の適正な処理の推進については、廃棄物処理法や「大阪府産業廃棄物管理計画」に基づき、排出事業者・処理業者等への指導を徹底する。また、「大阪府ごみ処理広域化計画」に基づき、府内6ブロックにおける施設整備や減量化・リサイクルの推進に関する実施計画を策定し、その推進に努めるとともに、市町村が行うごみ処理について、ダイオキシンの排出抑制等も含めた技術的な援助等を行う。

最終処分場については、堺第7-3区における廃棄物埋立処分事業を引き続き実施するとともに、近畿の関係府県と協力して、フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）を促進する。

さらに、廃棄物の適正管理（発生抑制、リサイクル、適正処理）のための基盤づくりを進めるため、ウェイストデータバンクの充実を図るとともに、近畿圏産業廃棄物情報管理ネットワーク事業への参画と産業廃棄物発生量等の推計手法の検討を行う。また、廃棄物処理法改正や国の建設廃棄物処理ガイドライン改定の動向を踏まえつつ、「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」（平成10年4月施行）及び「建設工事等における産業廃棄物に係る元請業者の処理責任に関する指導指針」（平成10年11月施行）に基づき、リサイクル等の減量化の推進や適正処理の確保を図る。さらに、「さんばいフォーラム」や「不法投棄防止推進事業」を実施するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」等を通じて、府民や事業者に対する実践啓発活動を行う。

また、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の向上及び不法投棄対策等の総合的な対策として平成9年6月に廃棄物処理法が改正・公布されたが、この法改正にあわせ、排出事業者・処理業者等に対し産業廃棄物の適正管理を指導していく。特に最近発生している大量の産業廃棄物の野積み等、悪質な違法行為を防止するため、「大阪府産業廃棄物不適正処理対策要綱」（平成10年11月施行）に基づき早期の勧告・命令による改善指導の徹底を図るとともに、告発を含め、警察との連携による指導の強化を行っていく。

### 第3節 大気環境の保全

大気環境については、自動車排出ガス対策とあわせて、法・条例に基づき工場・事業場に対する大気汚染物質の排出規制や要綱等に基づく排出量の削減指導等の大気汚染対策を推進してきた結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、相当の改善がみられ環境保全目標を達成したが、二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、未だ環境保全目標が達成されていない地域が少なくない。

このような状況に対して、窒素酸化物については、自動車排出ガス対策とあわせて、工場・事業場等の固定発生源についても、引き続き、法に基づく排出基準や総量規制基準の遵守徹底を図るとともに、要綱等に基づく各種排出削減指導等をきめ細やかに実施し、その排出抑制を図る。また、近年普及しつつあるコージェネレーションシステムについても、排出量の増加が懸念されることから、同様に排出抑制を図る。さらに、中小工場や一般家庭等の群小発生源に対しても、低NO<sub>x</sub>機器の普及促進、良質燃料の使用のほか、エネルギーの有効利用や省エネルギー等のエネルギー面の対策も含めたきめ細かい対策を講じて排出抑制に努め、環境保全目標の早期達成を目指す。



浮遊粒子状物質については、自動車から排出される粒子状物質の低減等の対策とあわせて、引き続き、法・条例に基づく工場・事業場からのばいじんや粉じんの排出基準の遵守徹底を図るとともに、浮遊粒子状物質汚染の発生機構や発生源別の寄与割合の解明等に努める。

大気汚染防止法の改正（平成8年5月施行）により、有害大気汚染物質についての基本的枠組みが構築されたことから、環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質をはじめ、その他の有害大気汚染物質については、モニタリングを実施して環境中の濃度を把握するとともに、法・条例に基づく規制基準等の遵守徹底を図り、排出抑制対策を推進する。

さらに、新たな環境基準項目も視野に入れ、既存の測定局や測定項目の変更を行い、国や市町村とのデータ交換を可能にするなど、監視体制の一層の強化を推進する。

悪臭防止対策については、悪臭を発生させないよう事業者・府民の意識高揚を図っていくとともに、悪臭防止法に基づき規制事務が委任されている市町村に対し、悪臭防止法の改正（平成8年4月施行）により導入された嗅覚測定法の活用等、規制業務が円滑に推進するための適切な技術的助言・指導を行う。また、条例に基づき、ゴム、皮革、ピッチ、合成樹脂等の屋外燃焼行為に対する規制を行うとともに、その他の物質の屋外燃焼行為による苦情に対する指導方法等の検討を行う。

## 第4節 水環境の保全

水環境については、法・条例に基づく工場・事業場に対する規制や、普及率7割を超えた下水道整備により改善されてきたが、河川の水質は、代表的な汚濁指標であるBODでみると、依然として約4割の河川で環境保全目標を達成していない。また、大阪湾は、赤潮の発生が見られるなど、富栄養化の状況が続いている。

こうした大阪の河川や大阪湾の水質改善のためには、汚濁の発生源対策を進め、発生負荷を低減することが必要である。

BOD汚濁負荷量の約8割を占めている生活排水についての対策としては、2001年に向け、生活排水の適正処理100%達成を目標として、流域下水道の幹線管渠の概成を目指すとともに、普及率の低い大和川以南の市町村の公共下水道整備を促進する。また、河川や大阪湾の水質改善のため、下水の高度処理の実施を推進する。さらに、合併処理浄化槽の普及、農業・漁業集落排水処理施設の設置を推進する。

加えて、生活排水対策を重点的に実施するため、生活排水対策重点地域の追加指定を検討するとともに、生活排水対策指導員育成事業等を行う市町村に対して支援を行う。また、府民団体との連携を図り、府、市町村と府民が一体となった生活排水対策を進める。

産業排水については、法・条例に基づく工場・事業場に対する規制・指導を行い、一定の成果を上げてきたところであるが、環境負荷の低減を進めるため、今後も引き続いて、排水濃度規制を徹底する。また、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善のためには、濃度だけでなく汚濁物質の総量を削減することが必要であり、COD汚濁負荷量の総量削減を計画的に推進するとともに、富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素及びリンの排出に対する規制、指導の強化を行う。

こうした環境負荷の低減に加えて、都市空間において安らぎの場となる親水空間等の快適で潤いのある美しい水環境の保全と創造も重要な課題である。

河川については、自浄作用の向上を目指し、河川浄化事業として汚泥のしゅんせつや浄化用水導入事業及び薄層流浄化事業を実施するとともに、多自然型川づくりによる護岸形成を行うなど、生態系にも配慮した環境づくりを行う。さらに、快適な水環境の保全と創造を府民の日常活動を通じて推進していくために、水質保全活動への支援や府民グループネットワークの形成等を図るとともに、河川愛護のイベントを実施し、河川の水質保全の重要性、河川愛護についての府民の理解と関心を深めてもらえるよう働きかけていく。

大阪湾についても、平成11年1月に、国の瀬戸内海環境保全審議会で「新たな環境保全・創造施策のあり方」について答申がなされたところであり、本府においても、現行施策の充実に加えて、審議会の答申に沿って、干潟・浅場の造成等、失われた自然環境を取り戻す施策の検討を進めていく。

環境負荷の低減による水質の改善、快適な水環境の保全と創造を支えるものとして、地表面・地下にまたがるスケールで健全な水循環を再生することが必要であることから、「水循環再生アクションプログラム」（平成10年3月策定）を活用して関係機関の意識啓発を図るとともに、雨水の浸透促進等による水源のかん養機能の向上や、雨水、下水処理水、地下水等の適正利用を推進する。

## 第5節 地盤環境の保全

事業活動等により、これまで地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染等の問題が生じているが、これらの問題は、いったん発生すればその回復は極めて困難であり、その汚染が継続的に影響を及ぼすとともに他の環境事象にも波及する恐れがあることから、未然防止を図ることが重要である。

また、地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染はいずれも地表面下の問題として相互に関連していることから、一体として捉え、総合的な対策を推進していくことにより、地盤環境に係る環境保全目標を達成し、良好な地盤環境の保全を目指す必要がある。

さらに、地盤環境は地盤及び地盤を形成する土壌と地下水からなる環境資源であり、地下水の涵養機能の向上、汚染された地下水や土壌の浄化対策等により、良好に保全を図りながら貴重な資源として持続的に活用していくことも、今後望まれることである。

このような状況において、府内全域の地下水の水位、水質、採取量等の基礎データを収集・解析し、地盤沈下を起こさない安全揚水量をはじめとする地盤沈下機構の解明に関する調査・研究を実施し、地盤環境に係る総合的な地下水管理手法の検討を行い、地盤沈下の未然防止を目指す。

地下水汚染については、工場・事業場に対し法令による規制・指導の徹底に努めることにより、有害物質等の漏洩防止、有害物質の地下浸透防止を図り地下水汚染の未然防止に努めている。また、環境監視として概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査を行うことにより府域の地下水質の状況の把握に努めている。

一方、最近、過去に使用されたトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が判明する

ケースが増加していることから、これらの物質を使用していた事業場を含め事業者の自主的な地下水汚染調査や浄化対策について、専門家からなる大阪府地下水汚染対策検討委員会において検討し、その検討結果を踏まえ事業場を指導するなど、地下水汚染対策を推進していく。

また、今後、中小零細な企業に対する地下水汚染調査や浄化対策の実施について指導する必要性が生じてくるものと考えられるため、簡易な浄化装置の開発等技術的な面や財政的な支援方策の検討が必要となる。このような地盤環境における諸施策を総合的に推進していく。

## 第6節 騒音・振動の防止

工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動の苦情とともに、鉄道等の交通による騒音・振動問題や近年の生活様式の多様化に伴う生活騒音、カラオケ騒音等の近隣騒音に関する苦情が生じている。騒音・振動問題は発生源が多種多様で、その影響は主として感覚的で、多くの場合、発生源周辺にほぼ限定されているという特徴があり、その解決には、発生源対策はもとより、土地利用の適正化や社会的意識の啓発が重要な課題となっている。

工場・事業場及び建設作業については、法・条例に基づき、規制・指導を徹底するとともに、拡声機、カラオケ、航空機による宣伝放送、深夜営業騒音については、条例による規制・指導を行い、生活環境の保全を図る。生活騒音については、啓発活動の促進に努める。

また、新幹線鉄道及び在来線鉄道の騒音・振動については、沿線自治体と連携しながら、鉄道事業者による対策の促進に努める。

大阪国際空港周辺における航空機騒音については、発生源対策及び周辺環境対策の一層の推進を国に要望するとともに、空港と調和した街づくりを進めていくため、大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）の早期整備に努める。また、住宅移転補償、移転跡地を活用した地区整備、防音工事に対する補助事業等の一層の推進を図っていく。

一方、関西国際空港は、平成11年7月には第2期工事が着工されるなど、今後、飛行便数の増加が考えられるため、航空機騒音の環境監視を継続し、その実態把握に努める。また、関西国際空港へのアクセス特急による騒音・振動については、「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」の中間報告に基づく鉄道事業者の対策の促進を図る。

## 第7節 有害化学物質対策の推進

近年、科学技術の進展、消費の多様化等に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、その発生源についても多様化し、また、ダイオキシン類のように非意図的に生成されるものがあるなど、化学物質による環境問題への対応が新たな課題となっている。さらに、外因性内分泌攪乱化学物質等の化学物質による人や野生生物等への影響が、未解明の部分はあるものの、文献等で報告されており、影響が発現し

てからでは取り返しのつかない問題として懸念されている。化学物質は、種々の発生源から大気、水、土壌等の環境媒体を経由するため、その挙動メカニズムも複雑であり、また、極めて低濃度でも影響を及ぼすおそれがある。

したがって、府民への健康影響を未然に防止するため、引き続き、国をはじめとする関係機関と連携を図り、暴露・毒性評価等に関する知見の集積等に努めるとともに、以下に示すとおり、環境調査の充実や化学物質の管理促進や環境中への排出抑制を図っていくが、平成11年7月13日に事業者の自主管理による有害化学物質の排出抑制を目途としたP R T R法が、また、平成11年7月16日に大気、水質及び土壌に係る環境基準の設定並びに廃棄物焼却施設等からの排出ガス、ばいじん及び排水等に係る排出基準を規定するダイオキシン類対策特別措置法が公布されたこと等から、国をはじめとする関係機関と連携を図りつつ法の円滑な施行に努めるとともに、府域におけるより効果的な有害化学物質の排出抑制対策の検討及び実施に努める。さらに、排出抑制対策の一環として、ごみ処理の広域化計画を推進するとともに、事業者に対する財政支援措置等について国に要望する。

大気環境に係る有害物質対策については、引き続き、ダイオキシン類を含む有害大気汚染物質モニタリング体制の整備、排出実態の把握、法令に基づく規制基準の遵守徹底及び大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針に基づく排出抑制指導並びに大阪府化学物質適正管理指針に基づく排出抑制の促進等に努める。

水質環境に係る有害物質対策については、引き続き、法令に基づく規制基準の遵守徹底を図るとともに、ダイオキシン類や要監視項目等に関する公共用水域のモニタリング体制の整備等に努める。また、農地等に散布される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、上水道水源地域の淀川、大和川水系での水質調査を行うとともに、関係機関と協議し、農薬使用者への農薬の適正使用等について指導し、あわせてゴルフ場に対しては、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」（平成2年7月策定）に基づき、低毒性農薬の使用等の指導や水質の監視を行う。特に、上水道水源地域に立地するゴルフ場に対しては、改正強化した排出口での管理目標値により指導を行う。

地下水及び土壌については、引き続き、地下水質や土壌汚染の状況把握や有害物質を含む汚水等の地下浸透の禁止などにより、汚染の未然防止を図るとともに、汚染が判明した地下水については、原因究明調査をし、汚染者の特定とともに地下水の浄化を図る。また、土壌については、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、環境基準を満たさない地域については土壌の除去等の対策を行う等、土地の利用等により人の健康に係る被害が生ずることのないよう防止に努める。

農薬については、地球的規模の食品流通が行われている大阪府内の食品の安全性確保の観点から、食品中残留農薬のモニタリングシステムの開発を進める。

また、新規化学物質の測定法の開発及びその適用性の検討を行い、公的試験研究機関等の間での汎用性のある測定法の確立に努めるとともに、有害物質の分析体制の整備を図る。

## 第8節 環境保健対策等の推進

環境問題の原点は、府民の生命と健康を守ることであるとの認識のもと、公害に係る健康被害の予防のための適切な対策を講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染原因者負担の原則を踏まえ、救済制度等の円滑な実施に努める必要がある。

公害に係る健康被害の救済と予防については、大気汚染による健康影響調査を引き続き実施するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するための健康被害予防事業を実施する。また、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく被認定者に対して、各種の補償給付が迅速かつ公正に行われるよう、関係機関との連携を図る。さらに、環境汚染による健康被害の未然防止の観点から、環境汚染と健康影響の持続的な調査の実施や科学的知見の集積等を図るとともに、できるだけ早期に適切な予防措置を講じるための環境保健サーベイランスシステム（環境汚染と健康影響の監視・予防体制）の構築を図るため、環境汚染による健康影響等の監視体制、環境保健に関する調査研究や情報管理体制の整備を推進する。

また、災害時における生活環境を保全するため、平成9年3月に策定した「大阪府地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向け、災害による環境への影響を未然に防止するための予防策や、環境への影響が生じた場合における応急対策の体制整備を今後とも推進するとともに、復興段階における環境配慮の組み込み等についての調査検討を行い、さらに、これらの対策を円滑かつ適切に実施するための体制の整備を図る。

## 第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

府内の自然は、府民にとって、かけがえのない貴重な財産であり、多様性のある豊かなみどりの創出や生態系の多様性の確保によって、その豊かな恵みを受けることができる。このため、自然環境の保全・回復及び活用を進めるとともに様々な場の中で、自然と人間との豊かなふれあいを保ち、自然と人間との共生を図ることによって、将来にわたって府民がその豊かな自然の恵みを引き続き受けられるよう、「大阪府環境総合計画」、「みどりの大阪21推進プラン」及び「大阪府広域緑地計画」に示す施策の大綱に沿って、以下の施策を推進していく。

### 第1節 生態系の多様性の確保

府内には、シカ、ニホンザル等の33種の獣類、365種の野鳥をはじめ、特別天然記念物として指定されているオオサンショウウオや、天然記念物のアユモドキやイタセンパラといった野生動植物が生息している。

このような状況に対して、府内の野生動植物の多様性を調査し、貴重種の保護増殖を進めるとともに、府内の森林や公園、河川等、野生生物の生息・生育空間としてのビオトープ・営巣地を確保するほか、採餌や繁殖のための交流が行えるよう連続性に配慮した水と緑のネットワークの形成といった施策を総合的に展開している。

今後は、府内における野生動植物の分布、生息・生育状況を把握し、「第8次鳥獣保護事業計画」の推進をはじめ、希少な動植物の保護・保全を図る。また、野生動植物の生息等に配慮し、ビオトープの保全・回復に努めるほか、都市部等の自然の少ない地域にあっては、新たなビオトープの創出を図る。さらに、点在するビオトープを多自然型川づくりの推進、緑道の整備等で有機的に結ぶことにより、多様な生態系を確保・創出する。

### 第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

府内には、原始的な自然は極めて少ないものの、和泉葛城山のブナ林等の貴重な自然を含む府内周辺部の優れた自然環境や、自然干潟、岩礁等の自然海岸が、まだなお残されている。しかしながら、農林業従事者の高齢化等により、林業等の生産活動を通じた山林資源の維持・管理が困難になってきている。

このような状況に対して、和泉葛城山のブナ林、大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域等の学術的価値の高い貴重な自然を保全するために、法令に基づき、自然環境の改変等を規制し、必要に応じ、土地の買取り等の保全措置を講じるなど、その地域の特性にあった保全を進めるとともに、自然海浜保全地区の保全と適正な利用の促進、河川・ため池周辺の水辺の生態系の保全・再生等の施策を総合的・

多角的に推進することとする。

今後は、国や府の指定天然記念物である樹木等の保護・増殖を図るため、所有者に対し適正な指導・助成を行う。また、市街地が山麓部まで展開する生駒山麓において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高めるため、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進する。

農空間の保全については、中山間地域の棚田を農村の原風景としての保存、多様な生態系の保全、雨水の一時貯留による国土保全という観点から、基金の積み立てにより、府民と地域が一体となった保全活動を推進する。

水辺環境については、周辺の環境や地域整備と一体となった河川改修を行い、生き物にやさしい、自然環境に配慮した多自然型川づくり等の整備を実施する。また、農業用水路を従来の農業用水のほか、安全なまちづくり、水と緑豊かな水辺づくり等、府民に身近な水辺として活用するため、親水・景観保全施設等の整備を推進する。さらに、港湾地域においては、環境と共生する港湾（エコポート）を目指し、人工干潟、底質改善、親水緑地等、海・陸双方にわたる港湾環境インフラの総合的な整備を図る。

### 第3節 自然とふれあう場と機会づくり

近年、自然の持つ教育的機能が見直されてきており、身近に自然とふれあえる場として、あるいは府民が憩い、やすらぐことのできるレクリエーションや文化活動の場として、これらの機能を十分に活かすことのできる周辺山系の森林を中心とした緑や身近な緑地空間の保全・整備が求められている。

このような状況から、府民の森等の自然公園施設の充実、府民の森をはじめとする森林利用拠点と東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールといった既存の長距離自然歩道とをネットワーク化し、周辺山系を環状に結ぶ「長距離自然歩道」の整備、さらに、これらと市街地部の緑道等との連携による「自然とのふれあいネットワーク」の形成を促進するほか、府民に森林・林業の知識と理解を深める場として、体験林業や木工教室といった体験学習の場の整備、植林作業や間伐作業等の林業体験の機会提供といった施策を推進し、自然とふれあう機会をより多く提供することとした。

今後は、金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、和泉葛城山ブナ林とその周辺地域の自然環境を保全・修復するために施設整備を実施するほか、河川において、自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備等を進める。

また、「山地美化キャンペーン月間」「河川愛護月間」「ため池愛護月間」「海岸愛護月間」等により、森林、河川、ため池及び海辺でのふれあいの場と機会づくりを図り、府民に自然環境の保全、資源保護の重要性について広報啓発活動を行い、モラルの向上を図る。

### 第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

府においても、ナショナルトラスト運動が展開されており、良好な自然環境の保全と身近な緑の充実を

図る活動が進められている。

このような状況から、(財)大阪みどりのトラスト協会と連携して、新たなトラストの候補地の調査を進めるなど、府民参加による自然環境の保全により一層努める。

今後は、府民に自然に対する正しい理解を普及するため、自然環境に関する教育及び学習の振興に努め、自然環境保全指導員の巡視活動に資する研修会の開催、みどりに関するより高度なボランティアとしての「みどりすと」や身近な緑化推進活動のリーダーとなる「緑アドバイザー」の養成、緑の少年団の拡大により、自主的な活動を促進する人材の養成を促進する。

また、平成11年度開催の「第23回全国育樹祭」の諸行事を通じて、広く府民のみどりに対する意識を啓発するとともに、みどりづくりの機運を醸成する。

さらに、啓発冊子の配付先の工夫等、より効果的なみどり施策の発信に努めるほか、インターネット等の多様な情報チャンネルを活用した自然環境に関する情報の収集・提供に努める。



## 第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

都市が、経済的にも文化的にも活気にあふれる場所であり続け、人々を引きつける魅力を持ち、人々が集まる賑わいそのものが都市の魅力をさらに増幅させるという、賑わいに満ちた都市空間を創り出すためには、都市に潤いや安らぎを持たせ、地域の個性を活かした都市景観の向上を図るとともに、歴史的文化的遺産を保全し、その活用を図るなど、文化を演出する多彩な空間を創出することが必要である。

このため、「新たな都市空間の創出に関する取組」として、「大阪府環境総合計画」、「みどりの大阪21推進プラン」及び「大阪府広域緑地計画」に示す施策の大綱に沿って、以下の施策を推進していく。

### 第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

府民の価値観の多様化や21世紀初頭に迎える超高齢化社会に対応するため、公園・緑地、街路樹、親水空間等、まちの顔となるみどりを、機会をとらえて効率的に整備していく必要がある。

このような状況に対して、府営公園を緑のネットワークの拠点と位置づけ、公共的な緑地の整備を行うとともに、私有緑地については緑地協定に基づいて保全を行うなど、地域の状況に応じた多様な緑地の整備を進める。また、治水・利水との整合を図りつつ、親水性を高める水辺の施設整備を行うなど、府民、事業者、行政、地域コミュニティがそれぞれの立場で連携して、都市空間にゆとりを与える施策の展開を図る。

今後は、蜻蛉池公園や府営大泉緑地の拡大等、府営公園の整備を実施する。また、庁舎・府営住宅・府立学校等の公共施設を緑化するとともに、民間施設の緑化推進を誘導するため、「大阪府緑化支援隊」等の緑化推進事業の活用を図る。

水辺環境については、河川環境整備事業や都市海岸高度化事業等を実施することにより、周辺の環境と調和した整備を行うとともに、府民の誰もが親しめるような安全性の高い水辺環境を創出する。

さらに、歩道や広場等の公共性の高い空間についても、防災や福祉のまちづくりの観点から、高齢者や障害者、子供等、誰もが利用しやすく、災害時には避難地や延焼防止空間、避難路等となるよう総合的な環境づくりを進める。

### 第2節 美しい景観の形成

美しい景観づくりを進め、「大阪府都市景観ビジョン」を実現するためには、府民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、美しい大阪を形成するルールを策定し、府民等の意識の啓発が必要である。

このような状況から、大規模プロジェクトや道路、公共建築物等、まちなみの骨格となる施設の整備に

当たっては、既存法令や景観形成ガイドライン等により、地域の特性を活かした美しい景観の形成を図るとともに、景観を阻害する行為の抑制や景観づくりに取り組む自主的な活動の支援等の施策を総合的に展開する。

今後は、大阪府景観条例に基づき、府有施設や道路等公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を図り、まち全体の景観向上を推進するような施設づくりを進めるとともに、府民・事業者・行政が適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施策を展開し、美しい景観づくりを推進する。

また、府民・事業者・行政の協働による美しい世界都市大阪の実現のため、「大阪美しい景観づくり推進会議」を核として、景観づくりに取り組んでいる団体の連携を強化していくとともに、まちづくり功労者の表彰やイベント等の啓発事業により、美しい景観づくりに対する府民の意識高揚を図る。

### 第3節 歴史的文化的環境の形成

大阪には、古代から現代に至るまでの歴史的文化的遺産の象徴とも言えるものが点在しており、地域の特色となるこれらの要素を周囲の環境も含めて活かし、歴史的文化的雰囲気は保全・再生されるよう配慮する必要がある。

このような状況から、法令に基づく規制・指導を行い、歴史的文化的雰囲気を残しながら、将来も、安全で快適に住み続けられるよう配慮し、地域住民の合意や協力を得て歴史的まちなみの保全・整備を促進するとともに、歴史的文化的環境の保全と活用についての府民の創意工夫を支援する施策を総合的に展開する。

今後は、史跡・名勝等の文化財の調査・保全を図るとともに、地域の歴史的文化的環境の核として重要な史跡等に対し、指導・助成を行う。また、狭山池の改修工事に伴い、発掘された各時代の最先端土木技術遺産を展示し、日本の土地開発の歴史の様々な情報を発信する「狭山池ダム資料館（仮称）」の開設を目指す。

さらに、歴史・文化に対する多様な府民のニーズを適切にくみ取り、博物館の展示やイベント開催により、大阪の風土や歴史、文化について身近にふれあえる機会の提供及び啓発に努める。

## 第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境問題は、人類の生存基盤に関わるものとして、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題である。地球環境を保全しつつ持続的な発展が可能な社会の実現を図るために、府民の日常生活や社会経済活動が環境への負荷の要因となっているという認識の下に、環境への配慮が十分になされる地域社会の構築を目指す必要がある。

また、先進国一国にも匹敵する経済規模を有する府の立場から、これまでの公害防止に関するノウハウ等の蓄積を踏まえ、海外への技術移転等、地球環境問題への積極的な国際貢献が必要である。

このため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費抑制や循環的な利用等が徹底される社会の構築及び環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図ることにより、地球環境保全に資する環境にやさしい社会が創造されるよう、「大阪府環境総合計画」に示す施策の大綱に沿って、以下の施策を推進していく。

### 第1節 地球環境保全に資する取組の推進

地球規模の環境問題であっても、その原因や解決策は一人ひとりの生活に直結しているものが多く、地球規模で考え、足元から行動するという地域に根ざした取組を進める必要がある。身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、府民、民間団体、事業者及び行政等のすべての主体がそれぞれの立場に応じた役割の理解を深め、その責務において自ら又は協働により、自主的かつ積極的な実践活動に取り組むことが重要である。

このような状況から、すべての主体の協働による行動の推進のために、府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」によって策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発に努めるとともに、行動指針の具体化を図るために毎年見直し、策定する大阪府版ローカルアジェンダ21「豊かな環境づくり大阪行動計画」に基づいた実践活動を展開していく。

活動拠点づくりのため、環境に関する図書、資料、ビデオ等の環境情報を収集整理して、広く府民に提供・公開するとともに、環境影響評価に関する相談や評価書等の閲覧に応じるため設置している「大阪府環境情報コーナー」の充実に努める。

地球環境問題への取組の推進のため、地球温暖化対策については、平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議」で、1990年を基準に我が国の温室効果ガスの排出総量を6%削減すること等を内容とした京都議定書が採択されたことを受け、平成7年3月に策定した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の改定を行うとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（実行計画）を策定する。また、近年特に、二酸化炭素の排出量が増加している民生部門での削減を促進するため、平成9年度に策定した「大阪府地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及啓発を行い、府民の理解を深め、ライフスタイルの変革に取り組んでい

く。

オゾン層保護対策については、平成7年末の特定フロンの生産全廃を契機としたフロン回収等の促進についての啓発や市町村への支援を実施するとともに、より正確な濃度レベル把握のための調査を継続し、大気中での挙動を把握する。また、関係業界、行政、学識経験者等で構成される「大阪府フロン対策協議会」を通じて、オゾン層保護対策のための適切なフロン回収・処理システムの構築を関係業界等に働きかける。さらに、特定フロン全廃により使用量増加が見込まれる代替フロンについてもモニタリングを行う。

酸性雨対策については、メカニズムの解明のため、広域実態調査や大気環境解析調査を行い、環境の酸性化及び生態系影響防止について、関係機関と連携して調査研究を行うとともに、酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、引き続き大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地域冷暖房システムの導入、クリーンエネルギーへの転換等を促進する。

森林、特に熱帯林の保全については、地球環境保全の立場から府内の森林の保全を図るとともに、国際協力を推進するため、熱帯地域を中心とした森林の保全・再生について、これまで長年にわたり培われてきた治山、森林造成、緑化等に関する技術を活かせるよう検討する。また、針葉樹複合合板型枠を使用する工事を拡大するなど熱帯木材の使用抑制に努める。

開発途上国等に対する環境協力の推進のために、国際機関への支援として、開発途上国等の環境問題を解決するために設置された国連機関である「UNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）」の支援及び瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域の環境保全等を目的とする「国際エメックスセンター」の支援を行う。

国際技術協力の推進としては、地球環境問題に対する積極的な国際貢献として、かつて高度経済成長の過程で生じた深刻な公害を克服した府の環境保全技術や公害防止施策のノウハウ、環境モニタリング手法等を開発途上国等に移転するため、対象地の実情を踏まえながら、海外友好交流先をはじめ、広く海外から研修生の受入れや職員の派遣等を行うとともに、JICA（国際協力事業団）との連携による技術研修を実施する。また、関西の自治体・経済界と連携して、「APEC環境技術交流促進事業」を通じて本府が蓄積してきた環境技術情報の発信等を図る。また、海外での活用が容易に図れる形態で環境技術情報のデータベース化を進め、インターネットを通じて提供するなど、国際的な情報ネットワークへ参加し、環境保全情報の受発信を図る。

地球環境問題の解決に向け、環境の状況を把握し、環境の変化の機構を解明するとともに、環境保全に関する適切な施策を策定するためには、所要の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが必要であることから、研究体制の整備として、公害監視センター内に「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討等を行うとともに、府立の大学や研究機関をはじめ、国又は他の公共団体や「（財）地球環境産業技術研究機構」等の民間の研究機関等との連携を図っていく。

## 第2節 環境に優しい地域づくり

健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを見直し、府民・事業者・行政が一体となってエネルギー消費の抑制や環境への負荷の少ないエネルギーの利用を進め、廃棄よりも再使用、再生利用を第一に考えるリサイクル社会を構築していかなければならない。

このような状況に対して、省資源・省エネルギーの取組の推進については、家庭・オフィスにおける省エネルギー行動の実践効果を把握し、策定した「地球温暖化防止行動ガイドライン」の普及啓発やセミナー等を通じて府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立をめざす。

環境共生型エネルギーの利用促進としては、太陽光発電システム・太陽熱利用の設置可能性や環境負荷低減効果、経済面の把握等について検討を行い、太陽光発電・風力発電やコージェネレーション設備の公共施設への導入を進める。また、総合的なエネルギー効率の高いシステムや環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るとともに、ごみ焼却熱や工場等からの余熱・廃熱等の未利用エネルギーの有効利用等を図る。

さらに、府内における省資源・省エネルギーの導入効果、地域特性に応じた自然エネルギーや未利用エネルギー活用方策等を踏まえた「エコエネルギー都市・大阪計画（仮称）」を策定し、環境負荷の少ない循環型システムへの変革を目指す。

廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進としては、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」及び事業者責任の原則のもと、排出管理・減量化・適正管理を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」に基づく廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理等の推進や、建設副産物、浄水処理過程で発生する汚泥（水道残渣）や流域下水道から発生する処理水・汚泥等のリサイクルを行う。また、府有建築物の建設工事について、「建設副産物等リサイクル推進要領」（平成9年3月策定）に基づき、建設副産物等のリサイクルを推進していくとともに環境共生建築技術の府有施設への導入を図る。

経済的手段による環境負荷の低減としては、製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させることにより、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制等につながる誘導策等についての調査検討を進める。

環境にやさしい地域の基盤整備としては、都市のヒートアイランド現象を緩和するため、緑と水の保全と創出として、公園・緑地及び道路等の公共施設についての緑化を推進するとともに、市街地の大部分を占める民間施設についての緑化を支援及び意識啓発等により促進する。河川整備を行う上では、生き物にやさしく自然環境に配慮した水辺空間の創出に努め、ため池については、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等を整備し、水と緑に包まれたオアシス空間として整備していく。また、二酸化炭素の吸収源である森林の適切な保全管理及び造成事業を推進する。

都市構造、都市基盤の整備としては、人や物の移動の過程で発生する環境への負荷を低減するため、官公庁における低公害車の率先導入や燃料供給施設の計画的整備を図り、民間分野における低公害車の大量普及を促す。物流・人流・交通流対策等の環境への負荷の少ない交通体系の形成等、都市基盤の整備のため、現在のニーズに適合した物流拠点のリニューアル計画を具体化し、適正配置することによって貨物輸送の効率向上を促進するとともに、府民の自主的な行動による「ノーマイカーデー運動」を推進するため、より多くの府民が運動の趣旨を理解し、行動に移れるよう、効果的な広報啓発に努める。

また、「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づき、府の施設及び事業等について、地球環境保全の観点から、省資源、省エネルギーやリサイクルの推進、新エネルギーの導入、自然エネルギー・未利用エネルギーの活用及び緑と水の保全と創出等について検討し、実施に努める。